

第二子以降出産祝金

第二子以降の出産を祝福し、次世代の社会を担う児童の健全な育成等に資すること及び子育ての経済的負担の軽減を図るため、「第二子以降出産祝金」を支給します。

✿ 支給対象者 ✿

下記の要件をすべて満たす方

- ①第二子以降の子を出産した母又はその配偶者で、対象児童の誕生日において、対象児童と同一の住所を有すること。
- ②対象児童の誕生日において、対象児童を監護し、かつ、生計を同じくしていること。
- ③対象児童以外の児童(18歳に到達してから最初の3月31日までの児童)を監護し、かつ、生計を同じくしていること。
- ④市内に住所を連続して1年以上有していること。
または、転入後1年以内に対象児童を出産された場合は、転入日から1年経過していること。
- ⑤申請者及び対象児童と同世帯の家族全員が、公租公課等を滞納していないこと。

✿ 支給額 ✿ 児童1人につき10万円

✿ 申請期限 ✿

対象児童の誕生日から(転入後1年以内に出産された場合は、転入日から1年を経過した日から)3か月以内

支給にあたっては、申請書の提出が必要となります。福祉支援課から申請書をお渡ししますので、必要書類(お生まれになったお子様の記載のある戸籍の全部事項証明書等)を添付し、ご提出ください。



お問い合わせ

本巢市役所 健康福祉部 福祉支援課 子育て支援係

☎058 - 323 - 7752